

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 六〇七
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 六〇七
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 六〇七
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 六〇七
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 六〇八
- 土砂災害警戒区域が生じた件 六〇八
- 都市計画法により公聴会を開催する件 六〇九

告 示

福島県告示第七百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十一月三十日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
医療法人誠愛会原町中央産婦人科医院	南相馬市原町区橋本町一―三―二	指定年月日	平成二十二年九月一日
医療法人おのだ内科クリニック	同 市原町区大町一―三	同	同 年一月一日
医療法人ゆうゆうクリニック	喜多方市字江中子四一八三	同	同 年一月一日
医療法人もこぬま内科消化	大沼郡会津美里町字北川原一三一―一	同	同

器科医院	伊達市岡前二〇―一	同
伊藤皮フ科クリニック	相馬市塚ノ町一―二―三	同
さいとう皮フ科医院	須賀川市諏訪町五	同 年一月一日
太田メデイカルククリニック	相馬郡飯館村草野字大師堂一五	同 年一月一日
飯館村国民健康保険歯科診療所	同 郡同 村飯樋字町四七八	同 年一月一日
飯館村歯科診療所	同 郡同 村飯樋字町四七八	同 (社会福祉課)

福島県告示第七百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十二年十一月三十日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
医療法人社団健育会三瓶胃腸科医院	石川郡石川町字下泉一四六一五	廃止年月日	平成一七年四月一七日
飯館村国民健康保険診療所	相馬郡飯館村草野字大師堂一五	同	平成二十二年三月三十一日
飯館村診療所	同 郡同 村飯樋字町四七八	同	同
原町中央産婦人科医院	南相馬市原町区橋本町一―三―二	同	同 年八月三十一日
おのだ内科クリニック	同 市原町区大町一―三	同	同 年九月三〇日
もこぬま内科消化器科医院	大沼郡会津美里町字北川原一三一―一	同	同
伊藤皮フ科クリニック	伊達市岡前二〇―一―一	同	同
さいとう皮フ科医院	相馬市塚ノ町一―二―三	同	同
太田医院	須賀川市諏訪町五	同	同
ゆうゆうクリニック	喜多方市字江中子四一八三	同	同
瀧本歯科医院	双葉郡広野町下浅見川字築地五五	同	同 年一月一日

福島県告示第七百十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年十

(社会福祉課)

一月三十日から平成二十三年三月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル門田町店 福島県会津若松市天神町二十二番十一号

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十二年十一月十二日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル門田町店 福島県会津若松市天神町二十二番十一号

二 変更しようとする事項

1 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 (変更前) 十二か所

(変更後) 十五か所

(二) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十二年十二月一日

四 届出年月日

平成二十二年十一月十二日

届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 河川の名称 二級河川富岡川水系富岡川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十二年十一月三十日

三 廃川敷地等の位置

双葉郡富岡町大字上手岡字片倉百十四番地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地(河川管理施設を含む。) 一、九三二・三五平方メートル

(河川計画課)

福島県告示第七百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十二年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
岩下		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
渚3号		急傾斜地の崩壊	
下ノ前		急傾斜地の崩壊	
			いわき市岩間町岩下
			市小浜町渚
			市石塚町下ノ前

広畑	新宿3号	酒垂	小戸神宮ノ前2	八反田2	八反田1	小治郎	下樋口	浮内1	辻ノ内	宇東	光明院	下樋口	八幡	杉内
同 郡同 村大字赤坂東野字	同 郡同 村大字赤坂中野字	東白川郡鮫川村大字赤坂西野字	同 郡同 町大字小戸神字宮ノ前	同 郡同 町大字小野新町字八反田	同 郡同 町大字小野新町字八反田	同 郡同 町大字谷津作字小治郎	同 郡同 町大字夏井字下樋口	同 郡同 町大字夏井字浮内	同 郡同 町大字上羽出庭字辻ノ内	同 郡同 町大字浮金字宇東	同 郡同 町大字小野新町字光明院	同 郡同 町大字夏井字下樋口	同 郡同 町大字飯豊字八幡	同 郡同 町大字浮金字杉内
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

玉広	片倉	大師内	細谷1号	鹿野	下ノ前	渚3号	岩下	区域名	石井草	森の前	巡ヶ作	伏木田	広畑1号
同 市四倉町葉王寺字玉広	同 市四倉町八基字片倉	同 市四倉町白岩字大師内	同 市錦町細谷	同 市沼部町鹿野	同 市石塚町下ノ前	同 市小浜町渚	いわき市岩間町岩下	区 域	同 郡同 村大字石井草字森ノ前	同 郡同 村大字石井草字森ノ前	同 郡同 村大字赤坂中野字巡ヶ作	同 郡同 村大字赤坂中野字伏木田	同 郡同 村大字赤坂東野字広畑
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
								区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃					

森の前	巡ヶ作	伏木田	広畑1号	広畑	新宿3号	酒垂	小戸神宮ノ前2	八反田2	八反田1	小治郎	下樋口	浮内1	ノ内
同 郡同 村大字石井草字森ノ前	同 郡同 村大字赤坂中野字巡ヶ作	同 郡同 村大字赤坂中野字伏木田	同 郡同 村大字赤坂東野字広畑	同 郡同 村大字赤坂東野字広畑	同 郡同 村大字赤坂中野字新宿	東白川郡鮫川村大字赤坂西野字酒垂	同 郡同 町大字小戸神宮ノ前	同 郡同 町大字小野新町字八反田	同 郡同 町大字小野新町字八反田	同 郡同 町大字谷津作字小治郎	同 郡同 町大字夏井字下樋口	同 郡同 町大字夏井字浮内	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	

石井草 同 郡同 村大字石井草字森 急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

公 告

公告第三百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県中都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十二年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 平成二十二年十二月二十二日（水）午後六時から
場所 須賀川市八幡町百三十五番地 須賀川市役所正庁
- 二 公聴会の案件
県中都市計画道路を変更する案
- 三 公述人の資格
公述人になることができる者は、県中都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出
公述人になろうとする者は、平成二十二年十二月十五日（水）までに、住所及び氏名、意見を述べようとする理由並びに意見の要旨を記載した公述申出書を福島県県中建設事務所又は須賀川市建設部都市整備課を経由して知事に提出し、公述の申出をしなければならぬ。
- 五 その他
1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課及び須賀川市建設部都市整備課において縦覧に供する。
3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課又は須賀川市建設部都市整備課に問い合わせること。

（都市計画課）